



# みんなの力で 「<sup>ひと</sup>郷づくり」<sup>68</sup>

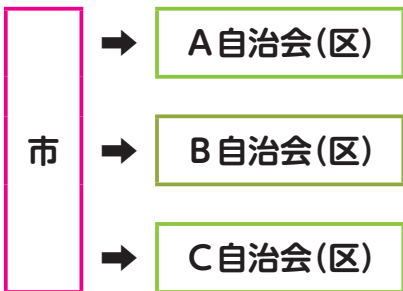
市郷づくり支援課(津屋崎庁舎) ☎52・4913  
メール sato@city.fukutsu.lg.jp



## 平成25年度から「自治会交付金」の 交付方法が変わります

これまで市が各自治会(区)に交付していた「自治会交付金」は、平成25年度から郷づくり推進協議会に交付します。各自治会(区)が受け取る金額は、平成24年度と同額です。

### 平成24年度まで



### 平成25年度から



### Q1 「変更のポイントを教えてください」

平成25年度からの主な変更点は、次のとおりです。

- ① 自治会(区)は、郷づくり推進協議会に必要書類を提出します。
- ② 市に交付申請するのは、郷づくり推進協議会です。
- ③ 自治会(区)は、郷づくり推進協議会から交付金を受領します。



### Q2 「自治会(区)が、準備する必要書類について教えてください」

自治会(区)は、**総会資料**と**会則**を郷づくり推進協議会に提出します。

総会資料が提出できない場合は、事業計画書(年間の行事予定など)と予算書を提出ください。

ほかに必要な様式は、市で準備してお渡します。



### Q3 「なぜ、交付方法を変更するのですか」

地域自治の推進が目的です。

- ① お互いを参考にすることで、自治会(区)の事業の見直しにつながる。
- ② 各自治会(区)の事業を把握することで、校区として取り組む事業の見直しにつながる。
- ③ 校区内で情報共有することで、課題解決の話し合いにつながる。

つまり、校区内の情報の共有ができることで、一体感や協力関係が作りやすくなり、校区全体として予算と事業の把握や見直しが可能になります。交付金を何の事業に使うのかという話し合いを通して、組織や活動の充実が期待できると考えています。

市では、地域自治を推進するため、補助金や交付金の制度を見直し、段階的に改革を進めています。郷づくり推進協議会や自治会(区)の役員さんを対象に、説明会を開催いたします。ご理解、ご協力をお願いします。

【広報ふくつ 平成25年3月1日号】

あなたのご意見をお聞かせください。

〒811-3293 福岡県福津市中央1-1-1 福津市役所広報秘書課広報広聴係(福岡庁舎)

☎0940・43・8113 FAX0940・43・3168 メール info@city.fukutsu.lg.jp

この広報誌は再生紙を使用しています。